

# 社会福祉法人庄内厚生館

## 身体拘束等適正化のための指針

### 1. 当法人及び事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束等は、利用児・者の生活の自由を制限することであり、利用児・者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人及び事業所は、利用児・者の人権を尊重し、職員一人ひとりが身体的弊害を理解するとともに、身体拘束等の行動制限による身体的・精神的苦痛を排除し、利用児・者が福祉サービスを安全かつ快適に利用できるように努める。

次の方針を定め、すべての職員に周知徹底する。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- (4) 身体拘束を許容する考え方はしない。
- (5) 全員の強い意志でサービス提供の本質を考えることにチャレンジをする。
- (6) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- (7) 利用児・者の人権を最優先にする。
- (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。
- (9) 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
- (10) やむを得ない場合、利用児・者及び家族に丁寧に説明を行い、理解と同意を得る。
- (11) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

### 2. 身体拘束等に関する委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 身体拘束等の適正化することを目的に、虐待防止に関する協議と併せて「虐待防止及び身体拘束対策検討委員会」を設置するとともに、身体拘束対策検討に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。
- (2) 虐待防止及び身体拘束対策検討委員会の詳細は、虐待防止及び身体拘束対策検討委員会の規程に定める。

### 3. 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する身体拘束等適正化のための研修内容として、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき身体拘束等の適正化の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針に基づく研修は、年間1回以上の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の実施内容については記録を残すものとする。

### 4. 身体拘束が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施する場合は、虐待防止及び身体拘束対策検討委員会へ報告・検証を行う。
- (2) 当該利用児・者及び家族等に対して、十分な説明及び経過・解除の報告を遅滞なく行う。
- (3) 行政等に報告・相談することで、事業所で問題を抱え込まず、様々な視点からアドバイスや情報を得ながら、身体拘束適正化を推進する。

## 5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合は、下記の運用とする。

### (1) 3要件をすべて満たすことが必要

以下の3要件をすべて満たすことを委員会等で検討、確認し記録する。

- ①切迫性：利用児・者又は他の利用児・者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替をする方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

### (2) やむを得ず身体拘束等でも以下の点に留意する。

- ①個別支援会議等での組織による決定と身体拘束に関する説明書等にその態様及び時間、緊急やむを得ない理由等を記載する。
- ②利用児・者及び家族等に対して、身体拘束に関する説明書等で出来る限り詳細に説明し、十分な理解と同意を得る。
- ③身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用児・者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。
- ④経過観察・再検討記録に基づく評価を定期的に行い、解除に向けた検討を行うとともに、緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合には、直ちに解除する。

## 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用児・者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表する。

## 7. その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

(1) 3に定める研修のほか、関係機関等により提供される身体拘束等適正化に関する研修会等には積極的に参加し、利用児・者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

(2) この指針に定めない事項は、当法人の各部門及び各事業所の「虐待防止マニュアル」の定めるところによる。

(3) 身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、身体拘束の廃止に向け取り組む。

- ①マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ②事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ③転倒すれば大怪我になるという先入観だけで、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ④障害児・者、認知高齢者等であるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ⑤本当に緊急やむを得ない場合にのみ、身体拘束等を必要と判断しているか。

(4) 身体拘束廃止をきっかけに「より良いサービス」の実現を目指す。

「言葉による拘束（スピーチロック）」にも配慮して、利用児・者本位の真心と優しさのこもった「より良いサービス」を実現する。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。